



泉大津労働基準監督署発表  
令和8年3月10日

【照会先】  
泉大津労働基準監督署  
電話  
0725-27-1211

### 労働基準法違反の疑いで書類送検

(違法な時間外労働を行わせた疑い)

令和8年3月10日、泉大津労働基準監督署（署長 うえだたくじ 上田卓司）は、株式会社エヌ・ティ・エスほか1名を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

#### 記

#### 1 被疑者

株式会社エヌ・ティ・エス（以下「被疑会社」という。）ほか1名  
本社所在地 大阪府泉大津市板原町  
事業内容 一般貨物自動車運送業

#### 2 違反条文等

労働基準法違反  
同法第32条第1項  
同法第32条第2項  
同法第119条第1号（罰則）  
同法第121条第1項（両罰）

#### 3 事件の概要

被疑会社ほか1名は、労働者1名に、36協定の延長時間を超えて違法な時間外労働を行わせた疑いがあるものです。

#### 4 参考事項

適用法条文は、別紙のとおり。

## 適用法条文

### (労働時間)

**第 32 条** 使用者は、労働者に、休憩時間を除き 1 週間について 40 時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、1 週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き 1 日について 8 時間を超えて、労働させてはならない。

### (時間外及び休日の労働)

**第 36 条** 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第 32 条から第 32 条の 5 まで若しくは第 40 条の労働時間(以下この条において「労働時間」という。)又は前条の休日(以下この条において「休日」という。)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

2～11 (略)

### (罰則)

**第 119 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)、第 32 条(略)の規定に違反した者
- 二～四 (略)

### (両罰)

**第 121 条** この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

2 (略)